

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出席	役職	氏名	備考
出席	委員	伊藤定廣	
出席	委員	青木茂	
出席	委員	吉川広	
出席	委員	高木俊彦	
出席	委員	堀田秀志	
出席	委員	服部一美	
出席	委員	福田和雄	
出席	委員	石原温	
出席	委員	山岡幹雄	
出席	委員	堀田喜代春	
出席	委員	橋本三博	
出席	委員	大野泰弘	
出席	委員	加藤和子	
出席	委員	鈴木義英	
出席	委員	芳川照明	
出席	委員	飯田英雄	
出席	委員	濱田恒雄	
出席	委員	松永富士男	
出席	委員	山田宗一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	1．開催日時 平成26年1月20日(月)
	午後4時00分から午後4時43分
	2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3．出席委員(37人)別紙のとおり
	4．欠席委員(0人)別紙のとおり
	5．議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 5 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について
日程第 6 決定第12号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について	
日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
日程第 8 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第 9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第 10 報 告 農地改良届出書	
日程第 11 そ の 他	
6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり	
7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。	
8．会議の概要	
開会(午後4時00分)	
事務局長	<p>定刻となりましたので、平成26年1月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p>
会 長	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は 37名中37名で全員出席しておりますので、</p>

只今より平成26年1月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号26番 山岡 幹雄 委員

議席番号27番 堀田 喜代春 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	9件
決定第12号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん 委員の指名について	1件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	17件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	7件
報告	農地改良届出書	2件

会長

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について
審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

本日は、傍聴席に傍聴人1名が傍聴されている関係上、議案説明に関し、愛西市個人情報保護条例に関する個人情報の朗読を控えて、説明させていただきます
のでよろしくをお願いします。

(1番の申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件
を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

会長

只今、議案第33号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意
見ございますか。

(発言なし)

<p>事務局</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 具体的な申請理由につきましては、申請者は17,330㎡を耕作する専業農家で現在、所有していますトラクター、田植機等を収納するため、自宅に隣接する申請地へ農業用倉庫55.83㎡を建築し一部を進路として利用する計画でございます。</p> <p>以上1件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われます。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、議案第34号 について事務局より説明させていただきましたが、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成という事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 現在家族4人で賃貸住宅に居住していますが、手狭な事により、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p>

総合庁舎建築に伴い、不足する駐車場を確保するための申請でございます。計画では、今回の申請地に213台分の駐車スペースを確保する計画で、ちなみに総合庁舎及び、隣接する文化会館のための計画駐車台数は公用車を含め630台との事でございます。

(3番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

現在は、家族4人でアパートに居住していますが、大変手狭であり、将来を考慮した結果、申請地を買入して、分家住宅を建築する計画でございます。

(4番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

受人は、土木業を営んでおり、業務上資材置場が必要であり、会社役員である父所有地を土砂等の置場として利用する計画でございます。

(5番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

計画では196枚のパネルを設置し、総事業費 円を13年で回収する計画であり、採算性はあると思われます。尚、基礎は専用架台、周りをフェンスで囲い、地表面は防草シートを施工するとの事です。

(6番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

計画では168枚のパネルを設置し、総事業費 円借入金を12年で返済する計画であり、こちらも採算性はあると思われます。尚、基礎は専用架台、砂利敷きとの事でございます。尚、この案件につきましては、昨年の10月に1件、11月に4件、合わせて5件の買受適格証明願が提出され、皆様に御審議いただいた案件に関する申請地でございます。

通常、買受適格証明を持った者が競売入札に参加し、最高額の者が落札者となり、改めて5条申請を行った後、許可する事となりますが、今回の入札は12月13日付けにて裁判所より、「売却実地処分」の取消通知がございました。

この事は、債権者が「何らかの事で」競売を延期したと考えられ、今回、この様に5条申請がなされた事は、推測ではございますが、債権者・土地所有者及び今回の申請人にて「任意売買」が成立した事により、今回の5条申請に至ったものと考えられます。

尚、事務局にて今後のトラブルを防ぐ為、債権者より、「任意売却成立及び農地転用許可が下り次第、競売申立を取り下げる」旨の上申書の提出をさせました。

(7番の申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)

受人は不動産会社ですが昨年より売電事業にも参入し、今般、204枚のパネルを設置し、総事業費 円、20年間の売電収入を見込んでおり採算性はあるかと思われます。計画では、専用架台を設置し、固定するとの事でございます。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。

会 長

只今、議案第35号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

6番委員

6番案件についてですが、この土地は相続者が二人いるはずですが渡人が決まっているのでしょうか。

事務局	渡人へ所有権登記済みでございます。
11番委員	7番案件についてですが、許可後、履行されない場合はどうなりますか。
事務局	緊急性、必要性があるものだけ許可となりますし、1年に1回履行確認し、履行されていないければ県から指導が入ります。
31番委員	2番案件についてですが、駐車台数がかなり多いため、その利用について詳細を説明してください。
事務局	駐車所要台数は合計624台で、その内訳は、来庁者用97.8台、文化会館用187.6台、公用車用58.0台、職員用280.5台となっております。今回の申請地へ213台整備予定です。
会 長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県に進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から9番の申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第11号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から9番、全体筆数は37筆、面積は36,794㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合が受人となって利用権設定された筆数は、12筆9,624㎡でございます。あいち海部農業協同組合以外の受人は、3名で25筆27,170㎡です。内容につきましては、作物は水稲でございます。新規37件、契約期間は6年10年。権利の内容につきましてははすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。</p>
会 長	只今、事務局より決定第11号について 簡略した内容ではございますが、説

明をさせていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
有り難うございました。
全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、決定第12号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番の申出年月日、申出地の所在、地目、面積、あっせん区分、農地区分、申出理由を朗読し、あっせん委員2名の事務局(案)を報告)

この申出に関し、少し補足説明をさせていただきます。

現在の利用状況は、自作地となっており、水稻が作付けられ、今後も農地としての利用することに支障が無い状態で行っていました。

又、申出地に関する謄本を確認しましたところ、平成19年及び平成23年に相続により所有権を取得しており、所有権以外の権利設定はございません。

次に、あっせん候補者についてでございますが、事務局にて要綱に示す152名の中から、営農類型・経営面積により2名ほど候補者を選定させていただきたいと思っております。次に、今回決定していただく、「あっせん委員」さんにより、あっせんする順位を決定していただき、事前に購入に関する「希望」を事務局にて確認させていただいたのち、候補者として「あっせん」させていただきたいと思っております。

しかし、候補者全ての方が購入の意思がなかった場合は、隣接土地所有者又は営農類型・経営面積を参考に再度候補者を選定できればと思っております。

次に「あっせん委員の指名について」でございますが、現在、皆様方には担当地区をお願いしております。まずは申出地の担当委員さんをお願いし、もう一方につきましては、地区の副会長さんお願いできればと思っております。

事務局案ではございますが、担当地区委員として7番委員さん、地区副会長の35番委員さんをお願いできればと思っております。

以上でございます

<p>会 長</p>	<p>只今、事務局より決定第 1 2 号 農地移動適正化あっせん事業の申出 1 件に関する説明、及び、事務局「案」ではございますが、あっせん委員の指名について報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局案のとおり、「7 番委員、3 5 番委員」の 2 名を「あっせん委員」に指名させていただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>尚、指名されました委員さんにつきましては、定例会終了後、日程等について打合せを行いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、専決報告 2 件・報告 2 件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 番から 1 7 番の申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1 7 件の届出がございました。 (専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番から 3 番の申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3 件の届出を受理させていただきました。 (報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書 1 番から 7 番の申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明) 以上、7 件の解約の通知を受付させていただきました。 (報告 農地改良届出書 1 番から 2 番の届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、2 件の届出を受付させていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか、 それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p>

<p>35番委員 会 長</p>	<p>(終了 午後4時38分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐屋地区)</p> <p>35番委員より報告</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロールは立田地区を予定しておりますので、立田地区の委員の方は、立田庁舎 小会議室に 1月24日(金)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は2月20日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>全員の方ではございませんが、平成25年分の「源泉徴収票」を配布させて頂きました。確定申告等に必要かと思われるので、大切に保管していただきますようお願いいたします。</p> <p>報告平成25年分 愛西市賃借料情報について (渡辺より内容説明を行う) 田(水稻) 6,400円/10a データ数707 畑(普通畑)10,000円/10a データ数17 あくまでも過去において実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したものですので最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくこととなっています。 【親睦会の内容報告】</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>これをもちまして1月定例農業委員会を閉会いたします。</p> <p>閉 会(午後4時43分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成26年1月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号26番委員 山 岡 幹 雄

議事録署名者
議席番号27番委員 堀 田 喜代春